

## 第百三号

## 徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の二十三の三」を「第二十条の二十四」に、「第三十四条の三」を「第三十五条」に改める。

第二十条の十二の二を削る。

第二十条の十三中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

第二十条の十六の五中「又は租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に改め、「いう。）」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）」を加える。

第二十条の十六の六中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第二十条の十六の七中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」を「法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下この条及び次条において「特定株式等譲渡対価等」という。）」に、「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第二十条の十六の八中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第二十条の十八第二項中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第二十条の二十三の三を削る。

第二十条の三十第一項各号列記以外の部分中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に、「足る書類を添付して」を「足りる書類を添付して、」に改め、同項第二号中「土地」を「取得した土地」に改め、同項第四号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、同条第七項中「申告書に」を「申告書に、」に、「同項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第七十三条の二十七の六第二項」を「第七十三条の二十七の七第二項」に、「第七十三条の二十七の三第二項」を「第七十三条の二十七の四第二項」に、「申告書に法第七十三条の二十七の六第一項」を「申告書に、法第七十三条の二十七の七第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第七十三条の二十七の五第二項」を「第七十三条の二十七の六第二項」に、「申告書に」を「申告書に、」に改め、「期間内」に」の下に「当該土地を」を加え、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に、「(同条第一項)を「若しくは同法第七条第一号に掲げる事業(それぞれ同法第四条第一項)に、「同条第二項第三号」を「同法第七条第三号」に改め、同項第二号中「土地」を「取得した土地」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七十三条の二十七の四第二項」を「第七十三条の二十七の五第二項」に、「第七十三条の二十七の三第二項」を「第七十三条の二十七の四第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第七十三条の二十七の三第二項」を「第七十三条の二十七の四第二項」に、「左に」を「次に」に、「申告書に」を「申告書に、」に、「足る書類を添付して」を「足りる書類を添付して」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第二号中「土地にあつては」を「取得した不動産が土地である場合には、」に改め、同項第三号中「家屋にあつては」を「取得した不動産が家屋である場合には、」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七十三条の二十七の二第二項」を「第七十三条の二十七の三第二項」に、「取得してから」を「取得した日から」に、「本項」を「この項」に、「証するに足る書類を添付して」を「証明するに足りる書類を添付して」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七十三条の二十七の二第二項の規定による徴収猶予の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、耐震基準不適合既存住宅(同条第一項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この項において同じ。)を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(同条第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するものであることを証明するに足りる書類を添付して、第二十条の二十七の規定により当該耐震基準不適合既存住宅の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。

- 一 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 取得した耐震基準不適合既存住宅の所在、家屋番号、種類及び床面積
- 三 耐震基準不適合既存住宅の取得年月日
- 四 耐震改修の完了予定年月日

第三十四条の三を削る。

第四十八条の二第三項中「又は病院事業を行う地方独立行政法人」を削る。

附則第十一項中「百分の五・八」を「百分の四」に改める。

附則第十二項中「五・八分の〇・八」を「四分の〇・八」に改める。

附則第十九項中「平成三十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・二」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に、「百分の四・三」を「百分の五・五」に改める。

附則第二十項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第二十二項中「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるもの及び同項に規定する」を「同項に規定するメタノール自動車（以下「メタノール自動車」という。）、同項に規定する混合メタノール自動車（以下「混合メタノール自動車」という。）及び同項に規定する電力併用自動車（以下「電力併用自動車」という。）で」に、「電力併用自動車」を「もの」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日までに初めて」を「平成十五年三月三十一日までに最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表第四十八条第一項第一号イの項中「八千二百円」を「八千六百円」に、「九千三百円」を「九千七百円」に、「一万四五百円」を「一万九百円」に、「一万五千五百円」を「一万五千八百円」に、「一万七千二百円」を「一万八千円」に、「一万九千六百円」を「二万五百円」に、「二万二千五百円」を「二万三千五百円」に、「二万五千九百円」を「二万七千五百円」に、「二万九千九百円」を「三万二千五百円」に、「四万四千七五百円」を「四万六千八百円」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「三万二千四百円」を「三万三千九百円」に、「三万七千九百円」を「三万九千六百円」に、「四万三千四百円」を「四万五千四百円」に、「四万九千五百円」を「五万七千七百円」に、「五万六千六百円」を「五万八千六百円」に、「六万三千八百円」を「六万六千七百円」に、「七万三千五百円」を「七万六千四百円」に、「八万四千五百円」を「八万七千九百円」に、「九万六千八百円」を「十万二千五百円」に、「十二万二千五百円」を「十二万七千六百円」に改め、同表第四十八条第一項第四号の項中「四千九百円」を「五千五百円」に、「六千六百円」を「六千九百円」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロ①の項中「二万五千九百円」を「二万七千五百円」に、「三万三百円」を「三万七千五百円」に、「三万四千七五百円」を「三万六千三百円」に、「三万九千六百円」を「四万四千四百円」に、「四万四千八百円」を「四万六千九百円」に、「五万千円」を「五万三千三百円」に、「五万八千五百円」を「六万千五百円」に、「六万七千三百円」を「七万三百円」に、「七万七千四百円」を「八万九百円」に、「九万七千六百円」を「十万二千五百円」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「四千九百円」を「五千五百円」に、「六千六百円」を「六千九百円」に改める。

附則第二十三項を次のように改める。

23 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用

自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年分自動車税に係る第四十八条第一項及び第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第四十八条第一項第一号イ	七千五百円	八千二百円
	八千五百円	九千三百円
	九千五百円	一万四五百円
	一万三千八百円	一万五千五百円
	一万五千七百円	一万七千二百円
	一万七千九百円	一万九千六百円
	二万五五百円	二万二千五百円
	二万三千六五百円	二万五千九百円
	二万七千二百円	二万九千九百円
	四万七五百円	四万四千七百円
第四十八条第一項第一号ロ	二万九千五百円	三万二千四百円
	三万四千五百円	三万七千九百円
	三万九千五百円	四万三千四百円
	四万五千円	四万九千五百円
	五万五千円	五万六千五百円
	五万八千円	六万三千八百円
	六万六千五百円	七万三千五百円
	七万六千五百円	八万四千五百円
	八万八千円	九万六千八百円
	十一万五千円	十二万二千五百円

第四十八条第一項第二号イ	六千五百円	七千円
	九千円	九千九百円
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千円	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三万円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百元	五千五百円
第四十八条第一項第二号ロ	八千円	八千八百円
	一万千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円
	二万五万円	二万二千五百円
	二万五千五百円	二万八千円
	三万円	三万三千円
	三万五千円	三万八千五百円
	四万五万円	四万四千五百円
	六千三百円	六千九百円
第四十八条第一項第二号ハ(1)	七千五百円	八千二百円
	一万五千円	一万六千六百円
第四十八条第一項第二号ハ(2)	一万二万円	一万二千三百円
	二万六万円	二万二千六百円
第四十八条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	二万九千円
	三万二千円	三万五千二百円

	三万八千円	四万八千八百円
	四万四千元	四万八千四百円
	五万五千元	五万五千五百円
	五万七千元	六万二千七百円
	六万四千元	七万四千元
第四十八条第一項第三号ロ	三万三千元	三万六千三百円
	四万千元	四万五千五百円
	四万九千元	五万三千九百元
	五万七千元	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千元
	七万四千元	八万四千四百円
	八万三千元	九万三千三百円
第四十八条第一項第四号	四千五百円	四千九百元
	六千元	六千六百円
第四十八条第一項第五号イ(1)	六千五百円	七千元
	九千元	九千九百元
	一万二千元	一万三千二百円
	一万五千元	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三千元
	二万二千元	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千元
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百元	五千円
第四十八条第一項第五号イ(3)	一万三千九百元	一万五千二百円

第四十八条第一項第五号ロ(1)	二万三千六百円	二万五千九百円
	二万七千六百円	三万三百円
	三万千六百円	三万四千七百円
	三万六千円	三万九千六百円
	四万八千円	四万四千八百円
	四万六千四百円	五万千円
	五万三千二百円	五万八千五百円
	六万二千二百円	六万七千三百円
	七万四千円	七万七千四百円
	八万八千八百円	九万七千六百円
	第四十八条第一項第五号ロ(2)	八千円
一万五千五百円		一万二千六百円
一万六千円		一万七千六百円
二万五五百円		二万二千五百円
二万五千五百円		二万八千円
三万円		三万三千円
三万五千円		三万八千五百円
四万五五百円		四万四千五百円
六千三百円		六千九百円
二万八千三百円		三万千円
第四十八条第一項第五号ハ		四千五百円
	六千円	六千六百円
第四十八条第二項第二号	三千七五百円	四千五百円
	四千七五百円	五千二百円

第四十八条第二項第二号	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円

附則第二十四項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第二号中「平成二十一年天然ガス車基準」の下に「(以下「平成二十一年天然ガス車基準」という。)」を加え、「当該基準」を「平成二十一年天然ガス車基準」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 法附則第十二条の三第四項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車（以下「充電機能付電力併用自動車」という。）

附則第二十四項第四号中「エネルギー消費効率が法附則第十二条の三第四項第四号」を「法附則第十二条の三第四項第四号に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同号」に改め、「排出量が」の下に「同号に規定する」を、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」の下に「(以下「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)」を加え、同項に次の表を加える。

第四十八条第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百万円	一万五百万円
	二万三千六百万円	一万二千万円
	二万七千二百万円	一万四千万円
	四万七百万円	二万五百万円
第四十八条第一項第一号ロ	二万九千五百万円	一万五千万円
	三万四千五百万円	一万七千五百万円
	三万九千五百万円	二万円

		四万五千円	一万二千五百円
		五万千円	一万五千五百円
		五万八千円	一万九千円
		六万六千五百円	三万三千五百円
		七万六千五百円	三万八千五百円
		八万八千円	四万四千円
		十一万千円	五万五千五百円
第四十八条第一項第二号イ		六千五百円	三千五百円
		九千円	四千五百円
		一万二千円	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万千円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百円	二千四百円
第四十八条第一項第二号ロ		八千円	四千円
		一万五千五百円	六千円
		一万六千円	八千円
		二万五千円	一万五千円
		二万五千五百円	一万三千円
		三万円	一万五千円
		三万五千円	一万七千五百円
		四万五千円	二万五千円

第四十八条第一項第三号ハ(1)	六千三百円	三千二百円
	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
第四十八条第一項第三号ハ(2)	一万二三百円	五千五百円
	二万六五百円	一万五百円
第四十八条第一項第三号イ(1)	一万二三百円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万五千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
第四十八条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二三百円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	二万二三百円
	五万五百円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二三百円
第四十八条第一項第三号ロ	三万三千円	一万六千五百円
	四万円	二万五百円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円

		七万四千円	三万七千円
		八万三千円	四万五千五百円
第四十八条第一項第四号		四千五百円	二千五百円
		六千円	三千円
第四十八条第一項第五号イ(1)		六千五百円	三千五百円
		九千円	四千五百円
		一万二千円	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万千円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百元	二千四百円
第四十八条第一項第五号イ(3)		一万三千九百円	七千円
第四十八条第一項第五号ロ(1)		二万三千六百円	一万二千円
		二万七千六百円	一万四千円
		三万千六百円	一万六千円
		三万六千円	一万八千円
		四万八百円	二万五千円
		四万六千四百円	二万三千五百円
		五万三千二百円	二万七千円
		六万二千二百円	三万千円
		七万四百円	三万五千五百円
		八万八千八百円	四万四千五百円

第四十八条第一項第五号ロ(2)	八千円	四千円
	一万五千円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五万円	一万五万円
	二万五千五万円	一万三千円
	三万円	一万五万円
	三万五千円	一万七千五万円
	四万五万円	二万五万円
	六千三万円	三千二万円
	二万八千三万円	一万四千五万円
第四十八条第一項第五号ハ	四千五万円	二千五万円
	六千円	三千円
第四十八条第二項第一号	三千七万円	千八万円
	四千七万円	二千三万円
	六千三万円	三千二万円
第四十八条第二項第二号	五千二万円	二千六万円
	六千三万円	三千二万円
	八千円	四千円
第四十八条第四項第一号	七千五万円	四千円
	二万九千五万円	一万五万円
第四十八条第四項第二号	六千五万円	三千五万円
	八千円	四千円
第四十八条第四項第三号	一万二万円	五千三万円
	一万三千二万円	六千六万円

附則第二十五項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

附則中第三十七項を第三十八項とし、第三十六項を第三十七項とし、第三十五項を第三十六項とし、第三十四項を削り、第三十三項の前の見出しを削り、同項を第三十五項とし、同項の前の見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十二項を第三十四項とし、第三十一項を第三十三項とし、第三十項の前の見出しを削り、同項を第三十二項とし、同項の前の見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第二十九項を第三十一項とし、第二十八項を第三十項とし、第二十七項を第二十九項とする。

附則第二十六項中「前項」を「附則第二十五項」に、「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第八項」に改め、「あつて、」の下に「同項に規定する」を加え、「法附則第十二条の三第四項第四号に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率(以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に」を「」が同号」とあるのは「」が同条第八項」と、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」と、「百分の百十」とあるのは「」に改め、同項を附則第二十八項とする。

附則第二十五項の次に次の二項を加える。

26 次に掲げる自動車に対する第四十八条第一項から第四項までの規定の適用については、当該自動車平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年分自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法附則第十二条の三第六項第二号の総務省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ法附則第十二条の三第六項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第十二条の三第六項第五号の総務省令で定めるものに適合するもの

第四十八条第一項第二号イ	七千五百円	一千円
	八千五百円	二千五百円

	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百万円	五千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千二百円	七千円
	四万七百万円	一万五百万円
第四十八条第一項第一号ロ	二万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千円
	三万九千五百円	一万円
	四万五千円	一万五千五百円
	五万千円	一万三千円
	五万八千円	一万四千五百円
	六万六千五百円	一万七千円
	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千円	二万二千円
	十一万千円	二万八千円
第四十八条第一項第二号イ	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円

	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百円	千二百円
第四十八条第一項第二号ロ	八千円	二千円
	一万五千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五五百円	一万五五百円
	六千三百円	千六百元
第四十八条第一項第三号ハ(1)	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
第四十八条第一項第三号ハ(2)	一万二三百円	三千円
	二万六百元	五千五百円
第四十八条第一項第三号イ(1)	一万二三百円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
第四十八条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円

	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千円	一万円
	五万五千円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千円	一万六千円
第四十八条第一項第三号ロ	三万三千円	八千五百円
	四万千円	一万五千円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万円
第四十八条第一項第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第四十八条第一項第五号イ(1)	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七千円	千二百円

第四十八条第一項第五号イ(3)	一万三千九百円	三千五百円
第四十八条第一項第五号ロ(1)	一万三千六百円	六千円
	一万七千六百円	七千円
	三万千六百円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万八千円	一万五千円
	四万六千四百円	一万二千円
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四千円	一万八千円
	八万八千八百円	二万二千五百円
	八千円	二千円
第四十八条第一項第五号ロ(2)	一万五千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五千円	一万五千円
	六千三百円	千六百元
	二万八千三百円	七千五百円
第四十八条第一項第五号ハ	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第四十八条第二項第一号	三千七百円	千円

第四十八條第二項第三号	四千七百萬	千二百萬
	六千三百萬	千六百萬
第四十八條第四項第二号	五千二百萬	千三百萬
	六千三百萬	千六百萬
	八千	二千
第四十八條第四項第三号	七千五百萬	二千
	二万九千五百萬	七千五百萬
第四十八條第四項第二号	六千五百萬	二千
	八千	二千
第四十八條第四項第三号	一万二百萬	三千
	一万三千二百萬	三千三百萬

27 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法附則第十二条の三第七項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第四十八條第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、附則第二十四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第二十條の十三並びに附則第十一項、第十二項及び第十九項の改正規定並びに附則第三項及び第五項の規定 平成二十六年十月一日
  - 二 第二十條の十六の五から第二十條の十六の八までの改正規定 平成二十八年一月一日
  - 三 第二十條の十八第一項の改正規定 平成二十八年四月一日

（法人の県民税に関する経過措置）

- 2 改正前の徳島県税条例（以下「旧条例」という。）第二十条の十二の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号に規定する期間に係る法人の県民税については、なおその効力を有する。
- 3 改正後の徳島県税条例（以下「新条例」という。）第二十条の十三並びに附則第十一項及び第十二項の規定は、平成二十六年十月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 旧条例附則第三十四項の規定は、平成二十五年十一月三十日までに開始した事業年度分の法人の県民税については、なおその効力を有する。  
（法人の事業税に関する経過措置）
- 5 新条例附則第十九項の規定は、平成二十六年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。  
（不動産取得税に関する経過措置）
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 旧条例第二十条の三十第五項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第七十三条の二十七の五第二項」とあるのは「第七十三条の二十七の六第二項」と、「同条第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）附則第七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の法第七十三条の二十七の五第一項」と、「農業経営基盤強化促進法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）による改正前の農業経営基盤強化促進法」とする。  
（自動車取得税に関する経過措置）
- 8 旧条例第三十四条の三の規定は、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なおその効力を有する。  
（自動車税に関する経過措置）
- 9 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

**提案理由**

地方税法の一部が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の税率の特例措置が見直されることに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。